

第1群（活動報告）

プレハブ仮設住宅の有効活用について

○震災援護室 主事 千葉寛幸

キーワード：プレハブ仮設住宅 有効活用 震災の風化防止

I はじめに

現在、プレハブ仮設住宅は公営住宅等の整備により入居者数が減少しており、入居者不在の団地は解体工事を行っている。しかし、処分する仮設住宅の中には、長期利用が可能で比較的容易に移築できる構造の建物もある。そのため、県事業や市町村事業での活用のほか、各種団体や民間企業に対しても譲渡することで、被災等により損傷した施設や経年劣化した施設の代用としての利活用が見込める。

II 方法

平成26年度から実施している仮設住宅の無償譲渡事業と今回の有効活用事業を比較した場合、有効活用事業は譲渡対象をユニットタイプの仮設住宅に限定することにより、通常の仮設住宅で再利用の阻害要因となった費用、移設期間の問題がクリアされ、また、住戸単位での譲渡も可能となった。また、譲渡対象範囲は民間企業へも拡大したことで、多くの方々がプレハブ仮設住宅を利活用できるようになった。

III 活動内容

現在、譲渡手続きについてHPで公開しており、表1の(1)から(5)のうち、いずれかに該当する民間企業であれば譲渡対象としている。

また、県事業等では、今年度職員宿舎や倉庫利用、学校の部室として、プレハブ仮設住宅を活用することが決定しており、現在、年度末までに完成すべく移築工事を実施している。来年度の利活用においても、県庁および各市町村へ照会し、対象事業を精査しているところである。プレハブ仮設住宅に注目があつまった昨年10月頃には、譲渡希望の企業から多数の問い合わせをいただいた。企業でもプレハブの活用について検討できる状況になり、今後、プレハブの有効活用が普及されることが期待される。

表1 プレハブ仮設住宅の譲渡対象者

(1)	東日本大震災で被災した県内の企業等
(2)	みやぎ企業立地奨励金を交付されている企業等
(3)	民間投資促進特区により税制上の特例措置を受けている企業等
(4)	従業員宿舎などの整備に対して県の補助認定を受けた企業等
(5)	その他県の地域振興に資する用途でプレハブ仮設住宅を再活用する企業等

IV 考察

プレハブ仮設住宅の有効活用事業により、従来に比べ低コスト・低負担でプレハブ仮設住宅を利用できるようになった。また、譲渡対象を拡大したことで、公益団体だけでなく民間企業でも譲渡希望できるようになり、企業の再建を後押しできるようになった。

また、仮設住宅の活用により、震災遺構としての付加価値から、国内外からの注目を集めることとなり、震災風化の防止に繋がることを期待できる。

V おわりに

今後、利活用の実績により、多くの方々から利活用希望が増え、それにより、仮設住宅解体により処分しなくてはならない資源の無駄が軽減し、また、県発注工事の負担軽減も図られることになることを期待している。